

障害者や高齢者など誰もが快適に観光できる東京へ！ アクセシブル・ツーリズム 推進セミナーのご案内

参加費
無料

誰にでも優しく、どこへでも行ける東京を目指して

東京都では障害者や高齢者等が安心かつ快適に都内観光ができる環境づくりを目指して、観光関連事業者の皆様を対象にセミナーを開催いたします。

人々が共に支え合う共生社会の実現に向けて、令和6年4月に施行される「改正障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」により、全民間事業者において「合理的配慮の提供」が義務化されます。本セミナーでは「合理的配慮とは何か」「アクセシブル・ツーリズムへの取組みの意義」を分かりやすく解説。さらに、サポート実技や疑似体験を通じて合理的配慮の理解を深めます。

参加費は無料ですので、この機会にぜひご参加ください。



出典：内閣府ホームページリーフレット

セミナー概要

日時・会場

令和5年11月27日(月) 14:00～16:00 (新宿会場)

令和5年11月29日(水) 14:00～16:00 (立川会場)

対象

都内観光関連事業者

定員

20名程度

プログラム

裏面参照 (新宿会場・立川会場共通)

新宿会場

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-37-11
安与ビル7階 中ホール (安与ホール)



立川会場

〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5
立川ビジネスセンタービル11階 第5会議室



セミナーの申込方法

●ウェブサイトからのお申込み

下記URLまたは右の二次元バーコードを読み取っていただきますと申込画面に遷移します。
パソコン、スマートフォンからログイン可能です。
<https://forms.gle/vJjrdmwdcSeZeT476>



●メールでのお申込み

団体名、所属部署名、お名前、電話番号、E-mail、参加希望日(新宿会場又は立川会場)をご記入いただきお送りください。
at-tokyo@makesweb.com

●電話でのお申込み

TEL : 03-5539-5248 (平日10:00～17:00)

問い合わせ先

東京都アクセシブル・ツーリズム推進事務局 株式会社JTB 東京交流創造事業室内

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 TEL : 03-5539-5248 FAX : 03-5539-5250

E-mail : at-tokyo@makesweb.com 営業時間：平日10:00～17:00 土日祝日休



セミナー講師

川島 聡

放送大学教授



【講師プロフィール】

新潟大学大学院修了（2005年）。博士（法学）。東京大学大学院経済学研究科特任研究員、ハーバード・ロースクール客員研究員、岡山理科大学経営学部教授などを経て現職。内閣府障がい者制度改革推進会議（障害者政策委員会）差別禁止部会構成員（2010年-2012年）。日本障害法学会理事、障害学会理事、国際人権法学会理事、全国障害学生支援協議会理事、文部科学省「障害のある学生の修学支援に関する検討会」委員、日本学生支援機構「障害学生支援委員会」委員・専門部会長、岡山県人権政策審議会副会長など。

【研究分野】

国際人権法、障害法。著書に『障害者権利条約の初回対日審査』（共編著、法律文化社、近刊）、『国際人権法の考え方』（共著、法律文化社、2021年）、『障害者権利条約の実施』（共編著、信山社、2018年）、『合理的配慮』（共著、有斐閣、2016年）、『障害法』（共編著、成文堂、2015年、第2版2021年）、『障害学のリハビリテーション』（共編著、生活書院、2013年）、『障害者の権利条約と日本』（共編著、生活書院、2008年、増補改訂版2012年）、『障害を問い直す』（共編著、東洋経済新報社、2011年）、『概説 障害者権利条約』（共編、法律文化社、2010年）、『障害者の権利条約』（共編、法律文化社、2004年）など。

セミナープログラム

(新宿会場・立川会場 共通)

※各プログラムは予告なく変更となる場合があります。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

プログラム	内容
1. 改正障害者差別解消法の改正ポイントとアクセシブル・ツーリズムの意義について (座学60分) 講師：川島 聡	▶2024年4月1日施行改正障害者差別解消法（基本方針）のポイントを解説 <ul style="list-style-type: none">・障害者差別解消法の目的・改正ポイントの解説・不当な差別的取り扱いの基本的な考え方・正当な理由の判断の視点・合理的配慮の基本的な考え方・合理的配慮の7つの要素 ▶アクセシブル・ツーリズムは合理的配慮の環境整備
2. 合理的配慮提供に役立つ障害者サポートと疑似体験 (実技60分) 講師：NPO法人ユニバーサルツーリズム総合研究所 NPO法人高齢者・障がい者の旅をサポートする会 ユニバーサルツーリズムセンターむさしの	▶障害特性が異なる車いすユーザー、視覚障害者、聴覚障害者、加齢に伴う障害者の疑似体験とサポートを実技で学び、合理的配慮の提供に活かす <ul style="list-style-type: none">・障害疑似体験で何に困っているのかを知る・観光を楽しんでいただくサポート方法を学ぶ・緊急時における対応方、サポート方法を学ぶ

改正障害者差別解消法について

日本では、障害のある人もない人も、互いにその人を認め合いながら共に生きる社会「共生社会」を実現するため、「障害者差別解消法」を定めています。

障害者差別解消法では、行政機関及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、障害のある人から申し出があった場合に「合理的配慮の提供」を定めています。

合理的配慮の提供とは、障害のある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられた時に、負担のない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。この合理的配慮の提供は、これまで行政機関は義務、事業者は努力義務とされてきましたが、改正法により、令和6年4月1日から全事業者も義務化されることとなります。

※東京都では、東京都障害者差別解消条例を定め、平成30年10月1日に施行、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務化しています。（正式名称：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例）